

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

古河市立諸川小学校長

令和6年3月27日改定

1 いじめ防止に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。また、複数の行為の組み合わせを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 ※いじめ防止対策推進法第2条より抜粋

本校として、「教員の指示に従ってなされた行為を除く」を加えて定義とする。

(2) いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命及び身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全ての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、児童が心身の苦痛を感じていると思われるときは、他の業務に最優先し、適切かつ迅速にこれに対処することを基本方針とする。

(3) いじめ解消の定義

単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。当該児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。いじめに係る行為が止んでいるかの判断は、当該児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

2 いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

(1) 教職員の資質向上

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念をもち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

(2) いじめに向き合う教師の姿

- ① 児童に寄り添い、一緒に活動する教師
- ② 児童の変化を敏感に感じ取り、迅速に関わる教師
- ③ 常に児童の身になって考えようとする教師
- ④ 日頃から人権を尊重した言葉遣いに心がける教師
- ⑤ 児童の努力を認め、励ましや賞賛の言葉をかける教師
- ⑥ 宿題や日記等の提出物にいち早く目を通す教師

(3) 保護者への啓発

いじめの防止においては、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。

3 いじめ防止対策の基本事項

(1) 基本施策

① いじめの未然防止の取組

いじめを防止するには、全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土の醸成やいじめに関する全職員対象とした校内研修の充実が大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

ア 分かる授業づくり……自ら進んで学習に取り組む児童の育成

- (ア) 基礎的・基本的事項の徹底習得
- (イ) 一手間、一工夫を加えた授業づくり
- (ウ) 自由に意見を発表し合える場面の設定（言語活動の充実）
- (エ) 「学習の手引き」を活用した学習習慣の確立

イ 学習規律の徹底

- (ア) 「学習の約束」の徹底
(姿勢、発表の仕方、学習用具の準備、ノートの使い方等)

ウ 学級集団づくり

- (ア) 話合い活動、学級活動の充実
- (イ) 居場所づくり、絆づくり……いじめを許さない姿勢と雰囲気醸成

エ 社会体験、自然体験、交流体験の充実

- (ア) 豊かな体験活動の設定
- (イ) 6年間を見通した系統的・計画的な実施

オ 児童会活動の充実

- (ア) 学校行事の主体的な運営
- (イ) 児童会・委員会活動の充実

カ 人権教育、道徳教育の推進……相手の心の痛みが分かる児童の育成

- (ア) 一人一人のよさや違いを認め合える学習

- (イ) 人権集会やいじめ防止集会の実施
- (ウ) 人権コーナー、道徳コーナー等の設置

キ 新型コロナウイルス感染症による差別に対する教育活動の充実

- (ア) 全学年で「新型コロナウイルスによる差別」についての動画視聴
- (イ) 「差別・偏見は許されない」趣旨を伝える指導「道徳の授業の充実」
- (ウ) 体調不良を安心して訴えられる環境づくり
- (エ) 養護教諭による正しい知識を学ぶ学級活動の充実

ク インターネットの利用とルールメイキング

- (ア) デジタル・シティズンシップ教育の実践
- (イ) ルール徹底

② いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて、定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行い、解決に向けて組織で対応する。

ア 朝・帰りの会や授業中などの観察

- (ア) 出席をとるときの声、表情
- (イ) 健康観察、保健室等での様子

イ 個人面談・チャンス相談の実施

- (ア) 定期教育相談の計画と実施
- (イ) 行事等の様々な活動の中での不定期な相談の実施

ウ 生活アンケートの実施

- (ア) 「いじめアンケート」各学期1回実施
(1～2年；紙媒体で回答、3～6年はChromebookで回答)
- (イ) 「ちょっと聞かせてアンケート」毎月実施、必要に応じ適宜実施
休み明けの実施

エ 各チェックリストの活用

- (ア) いじめ早期発見のチェックリスト
- (イ) 家庭用いじめ発見チェックリスト
- (ウ) 地域用いじめ発見チェックリスト

③ いじめ防止等に関する対応

ア いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて「校内いじめ防止対策委員会」を開催する。構成員は以下のとおりとする。

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、保健主事、特別支援教育コーディネーター、情報教育主任、その他、校長の判断により、必要に応じて、人権、心理、児童福祉、社会福祉、少年犯罪、

発達障害等に関する専門的知識を有するものを参加させることができる。

諸川小学校いじめ防止対策委員会

- ① 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ② いじめの相談・通報の窓口
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ④ いじめの疑いに係る情報があった場合は、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

校内組織

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 学年主任 保健主事
教育相談担当 養護教諭 特別支援教育コーディネーター

拡大組織

校内組織 PTA会長 学校運営協議会
スクールカウンセラー スクールパトロール隊の代表
子ども会育成会諸川学区長 民生委員・児童委員
警察（諸川交番） 児童相談所 古河市教育委員会指導課
古河市子ども包括支援課・福祉課 等
原則として、必要に応じた構成員を校長が判断して招集する。

イ いじめ問題への組織的な対応

- (ア) 「いじめ問題」を発見する。
 - ・保護者からの訴え、児童からの訴え・連絡
 - ・アンケート調査
- (イ) すぐ対応する。(担任・学年主任)
 - ・事実関係を把握し、報告する。
(生徒指導主事・教務主任・教頭・校長)
 - ・共通理解し、今後の対応について考える。
(校内いじめ防止対策委員会で検討)
 - ・関係機関との連携を検討

- (ウ) 被害児童、加害児童への指導をする。状況

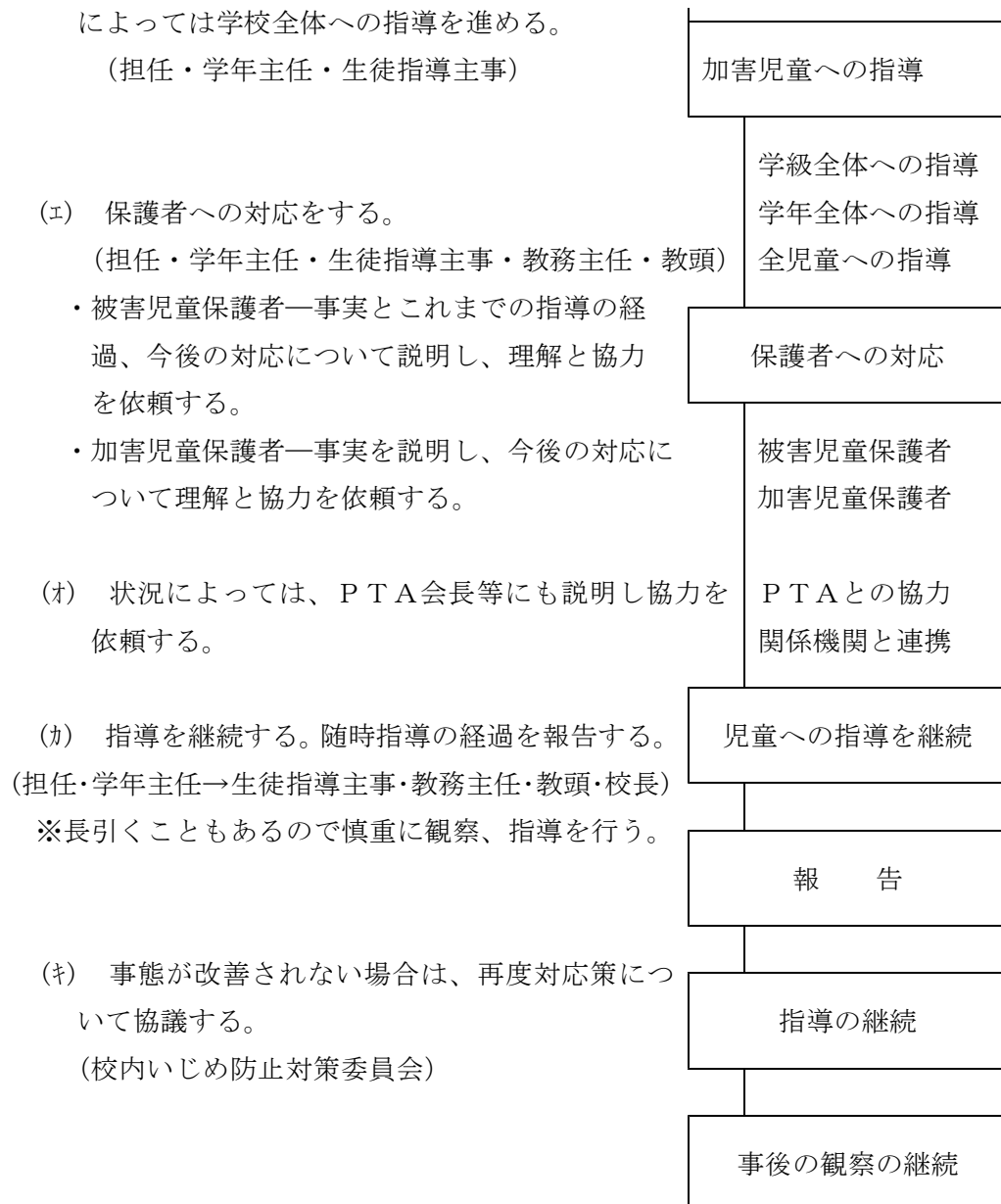
いじめ問題の発見

対 応

状況把握・対応策

必要に応じた
関係機関との
連携

被害児童への指導



（２）重大事態への対応

① 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法）

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間３０日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合を含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

② 重大事態への対応(対処)

- ア 重大事態が発生した旨を、古河市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 携帯電話やインターネットでのいじめに対するデジタル・シティズンシップ教育の充実

全校児童の携帯電話やインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にデジタル・シティズンシップ教育を行い、保護者と連携する。また、専門家による情報モラル教室を実施する。

<根拠資料>

- ・いじめ防止対策推進法
- ・いじめの防止等のための基本的な方針
- ・いじめの重大事態調査に関するガイドライン
- ・生徒指導提要 改訂版